

広島県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条第一項の規定によって、広島県広島へリポートの使用料徴収事務を次のとおり委託した。

令和四年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称	住所	委託した年月日 (委託期間)
	株式会社日本空港コンサルタント 代表取締役 池上 正春	東京都中央区勝どき一丁目一 三番一号	令和四年四月一日 (令和四年四月一日～ 令和五年三月三十一日)
	大成有楽不動産株式会社 代表取締役 浜中 裕之	東京都中央区京橋三丁目一三 番一号	